

## 令和7年第4回広尾町議会定例会 第3号

令和7年12月5日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第5号）について
- 4 議案第94号 令和7年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第95号 令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 6 議案第96号 令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 7 議案第97号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 8 議案第98号 令和7年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第99号 令和7年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 10 議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 11 発議第12号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出について
- 12 発委第6号 閉会中の委員会継続調査について

### ○出席議員（12名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹   | 2番 尾矢 利昭  |
| 3番 大庭 克彦   | 4番 雄谷 幸裕  |
| 5番 山岸 謙一   | 6番 松田 健司  |
| 7番 志村 國昭   | 8番 浜野 隆   |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂  |
| 12番 山谷 照夫  | 13番 堀田 成郎 |

### ○欠席議員（1名）

- 11番 渡辺 富久馬

### ○出席説明員

- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 町   | 長   | 田中 靖章 |
| 副町  | 長   | 及川 隆之 |
| 会計  | 管理者 | 沖田 一美 |
| 兼出納 | 室長  | 沖田 一美 |

総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課長補佐	木下慶太
住民課長	柏崎弥香子
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	山畑裕貴
保健福祉課参事	山畑泉大
兼老人福祉センター所長	山畑裕貴
兼地域包括支援センター長	山畑裕貴
兼健康管理センター長	山畑泉大
健康管理センター次長	三浦直子
保健福祉課子育て支援室長	浜頭力
兼子育て世代包括支援センター長	浜頭力
認定こども園ひろお保育園長	船田光恵
豊似保育所長	小金石輝義
特別養護老人ホーム所長	小金石輝義
兼養護老人ホーム所長	寺井真
農林課長	寺井真
兼町営牧場長	寺井真
水産商工観光課長	室谷直宏
水産商工観光課長補佐	山田雅樹
建設水道課長	楠本直美
建設水道課長補佐	三上昌樹
建設水道課長補佐	川崎幸一
兼下水終末処理センター長	楠本直美
港湾課長	安岡伸弘
港湾課長補佐	須田圭一

〈教育委員会〉

教育課長	山岸直宏
管理課長	渡辺將人

管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
兼学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	☑ 田 ・ 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の欠席であります。11番、渡辺富久馬議員より欠席の届出があります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、8番、浜野隆議員を指名します。

◎日程第2 行政報告

1、議長（堀田） 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、1点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画、令和6年度施策評価についてであります。

令和3年度からスタートいたしました第6次広尾町まちづくり推進総合計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより成果目標の達成状況や施策事業の進捗状況の確認を毎年行い、計画の見直しや事業の改善につなげることであります。

行政報告資料の1ページをお願いいたします。

評価は、38の施策、8つの重点プロジェクトごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会における外部評価の3段階で実施し、評価結果は記載のとおりであります。

2ページをお願いいたします。

下段の評価結果の分布であります。大いに成果が得られたA評価が1施策、「おおむね成果が得られた」B評価が15施策、「施策の達成に向けて事業を進めることができている」C評価が29施策、「達成が遅れている」D評価が1施策という結果となりました。令和5年度の評価と比較してB評価からA評価へ1項目増加しておりますが、B評価からC評価へ評価が下がった項目が4項目あり、各種取組の進捗状況が一部遅れている状況であります。

この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、まちづくり計画に定める目標の達成に向けた取組につなげてまいります。

次に、2点目の広尾町過疎地域持続的発展市町村計画、令和6年度達成状況評価についてであります。

ます。

令和3年9月に策定した広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に係る評価については、広尾町まちづくり推進計画委員会において毎年行うこととしており、令和6年度の達成状況評価を実施しましたので、結果について報告いたします。

行政報告資料の3ページをお願いいたします。

過疎計画全般に関わる基本目標として、令和7年度を目標年度に全体人口と人口の社会減の2項目を掲げており、令和6年度の状況は記載のとおりであります。

また、過疎計画に規定する12の分野ごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会による外部評価の3段階で実施しており、「おおむね成果が得られた」B評価が5施策、「施策の達成に向けて事業を進めている」C評価が7施策という結果となったところであります。

この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地域の持続的発展に向けた取組につなげてまいります。

次に、3点目の第3期広尾町総合戦略、令和6年度取組効果検証についてであります。

令和5年度に策定した「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期広尾町総合計画」の令和6年度終了時点における取組効果の検証を行いましたので、結果について報告させていただきます。

行政報告資料の4ページであります。

事業効果の検証については、4つの政策分野ごとに役場内部で組織する地方創生推進本部による自己評価と、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による外部評価を実施し、評価結果は記載のとおりであります。

政策分野2の移住・定住が、令和5年度のB評価からC評価に後退し、4分野全てで「事業開始前より取組が前進・改善した」C評価という結果となったところであります。

評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地方創生と人口減少対策に向けた取組につなげてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第3 議案第93号～日程第10 議案第100号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第10、議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算(第5号)から議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算(第3号)まで、一括して提案説明を申し上げます。

主な補正内容は、全会計にわたって、給与条例等の改正による人件費の整理を行っております。議案55ページをお願いいたします。

初めに、議案第93号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,949万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,508万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものであります。59ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。

高齢者外出支援交通費助成事業の追加でありまして、内容につきましては、チケット印刷業務であります。限度額は、95万7,000円であります。

第3表、地方債補正の変更であります。

緊急自然災害防止対策事業債及び過疎対策事業債につきましては、事業費の変更及び確定見込みによる整理に伴い補正するものであります。

町債の合計から410万円を減額し、5億7,070万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第94号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町港湾管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。次のページをお願いいたします。

補正の歳出であります。

1款1項港湾管理費は、燃料費及び自家用電気工作物保守点検委託料の追加、また、人件費及び繰出金の整理であります。

2款1項上屋管理費は、見込みによる光熱水費の追加であります。

次に、63ページをお願いいたします。

議案第95号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めると

ころによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ74万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億4,657万円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理するものとなります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費は、国保情報集約システム負担金及びオンライン資格確認システム運営負担金の整理、また、人件費の整理であります。

6款1項健康管理センター費は、人件費の整理であります。

8款1項償還金及び還付金は、療養給付費交付金等返還金の追加であります。

次に、66ページであります。

議案第96号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ147万7,000円を追加し、総額をそれぞれ7億1,068万3,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

2款1項負担金は、人件費の追加に伴う南十勝介護認定審査会共同設置費負担金の追加であります。

3款2項国庫補助金は、交付決定に伴う追加であります。

7款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものとなります。

9款1項雑入は、第三者納付金の追加であります。

次に、歳出であります。

給与条例等の改正に伴う人件費の整理及び第1号被保険者保険料過年度還付金、地域支援事業返還金の追加であります。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第97号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ689万4,000円を追加し、総額をそれぞれ3億3,479万

9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

2款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、賄い材料費の追加、介護記録システム設定委託料及び携帯電話端末設定委託料の整理、建て替え事業費に係る各種手数料の整理、人件費の補正であります。

1款2項短期介護サービス事業費は、人件費の補正であります。

2款1項利子は、借入利息の確定に伴う長期償還利子の追加であります。

次に、72ページをお願いいたします。

議案第98号についてであります。

本案は、令和7年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万9,000円を追加し、総額をそれぞれ1億3,764万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

2款繰入金は、一般会計繰入金の整理であります。

5款国庫支出金は、子ども・子育て支援金事業費補助金の追加であります。

次に、補正の歳出であります。

1款総務費は、子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、賦課業務機能のシステム改修委託料の追加であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、確定見込みによる減額であります。

3款諸支出金は、後期高齢者医療保険料過年度還付金の追加であります。

次に、75ページ、議案第99号についてであります。

第1条は、令和7年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量をおのおの改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で、第1款第2項営業外収益に29万8,000円を追加し、第2款第2項営業外収益に214万6,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に76万5,000円を追加し、第2款第1項営業費用に235万8,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、他会計負担金の整理であります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用は、人件費の整理及び通信運搬費の追加、工事請負費の整理であります。

第2款第1項営業費用は、人件費の整理、簡水施設建設機械作業委託料及び豊似水源地土砂除去委託料の回数の増加に伴う追加であります。

第4条は、資本的収入及び支出であります。が、予算第4条本文括弧書き中、おのおの改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正とするものでありまして、収入で第1款第1項企業債から630万円を減額するものであります。

次に、支出であります。

第1款第2項建設改良費から756万8,000円を減額するものであります。

第2款第2項建設改良費から21万2,000円を減額するものであります。

内容につきましては、事業費の確定見込みに伴う整理であります。

第5条の企業債であります。が、上下水道事業債につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

起債の合計から630万円を減額し、5,030万円とするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。が、職員給与費でありまして、106万8,000円を追加するものであります。

第7条は、他会計からの補助金でありまして、「68,569千円」に改めるものであります。

次に、78ページ、議案第100号についてであります。

第1条は、令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に533万9,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に533万9,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、他会計負担金の整理であります。

支出につきましては、人件費の整理及び水道料、機械修繕料、電気料の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。が、職員給与費でありまして、33万2,000円を追加するものであります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「207,667千円」に改めるものであります。

以上で、議案第93号から議案第100号までの補正予算についての提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第5号）につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

なお、本補正予算の歳出につきましては、全款にわたりまして、給与改正及び実績見込みによります人件費の補正、また事業費の確定見込みによる整理を行っております。また、これらの補正に伴います一般会計からの繰出金等の整理も行ってございますので、これら以外の主な補正内容につきましてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費であります。7ページの下段のほうになります。2目庁舎管理費、これにつきましては、庁舎の外灯ほか、庁舎に係る小破修繕料の追加でございます。その下、3目財務管理費につきましては、まちづくり整備資金寄附金を受け、まちづくり基金積立金へ積み立てるものでございます。

4目会計管理費、次のページをお願いいたします。

11節の役務費でございます。指定金融機関の変更に伴いまして、各種証明書発行手数料を追加するものでございます。7目企画費、17節の備品購入費につきましては、地域おこし協力隊員が使用する高校魅力向上事業用撮影編集端末購入費でございます。その下、18節の負担金補助及び交付金であります。十勝バス広尾線に係る生活交通路線維持費補助金の増額補正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

5項統計調査費、1目の統計調査総務費でございます。道委託金の追加交付決定により、需用費を追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金につきましては、特別養護老人ホーム入所者分の社会福祉法人等介護保険料利用者負担軽減事業補助金を追加するものでございます。

次のページ、11ページの2目社会福祉施設費、10節需用費につきましては、公衆浴場の小破修繕料、また、デイサービスセンターのボイラー及び自動ドア修繕料を追加したものでございます。3目養護老人ホーム施設費、10節需用費は自動ドア部品交換修繕料の追加、11節役務費は電話料の追加でございます。

13ページをお願いいたします。

4目障害者母子福祉費、12節委託料は、利用者の増に伴います障害者移動支援事業委託料の追加、また、運賃の改定に伴います腎臓機能障害者通院送迎サービス事業委託料の追加でございます。19節の扶助費につきましては、申請者数の増に伴います補装具費及び遺児手当の増額でございます。22節償還金利子及び割引料は、返還額の確定に伴います国庫負担金返還金を補正するものでございます。6目老人福祉費、19節扶助費で申請者の増に伴います高齢者補聴器購入費助成の追加、22節

償還金利子及び割引料で返還額の確定に伴います国庫負担金返還金の追加でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

8目後期高齢者医療費、18節負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金でございます。前年度負担金の精算に伴い減額整理をしたものでございます。9目養育医療対策費は、返還額の確定に伴います国庫負担金返還金の追加でございます。2項児童福祉費、1目児童措置費は、返還額の確定に伴う児童手当等交付金返還金であります。2目保育所費、10節需用費は、保育所施設の消火設備及びボイラー等修繕料の追加でございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。

節欄の11節役務費でございます。職員公募に係るチラシ折り込み手数料を補正したものでございます。

18ページをお願いいたします。

下段の5目子育て支援費、これの19ページの12節委託料でございます。利用者の増に伴いまして、子育て短期支援事業委託料を追加したものでございます。22節償還金利子及び割引料は、返還額の確定に伴いまして、補助金等返還金を追加したものでございます。

次のページ、20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金であります。繰越金の確定に伴います南十勝複合事務組合負担金の減額、また、新中間処理施設整備事業負担金の追加でございますが、補助事業協議によりまして事業費の平準化、前倒し実施が必要となったことから、構成市町村の本年度分負担金が増額となったものでございます。2目の環境衛生費、10節需用費であります。葬斎場燃料費の追加、12節の委託料につきましては、し尿収集量の増に伴いますし尿等収集運搬委託料を追加したものでございます。

3目の予防費の21ページの説明欄であります。

01の保健事業費でございますが、10節の需用費、17節の備品購入費であります。健康づくり事業寄附金を受けまして、健康推進事業で活用いたします機器等を整備するものでございます。4目簡易給水施設管理費、17節の備品購入費につきましては、フンベ地区の給水事業で使用いたします飲料水運搬資器材を整備するものでございます。

23ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節の負担金補助及び交付金につきましては、事業量の増加に伴います中山間地域等直接支払交付金の追加、24節の積立金は、農業振興資金へ寄附を受けたものを積み立てるものでございます。7目農村環境改善センター費、10節需用費は、貯水槽修繕料の追加でございます。2項の林業費、1目林業総務費、7節報償費につきましては、熊等の捕獲頭数の確定見込みによる奨励金を整理したものでございます。

次のページをお願いいたします。

24ページの2目林業振興費、10節需用費につきましては、大丸山頂上に設置いたしましたトイレの電気料を追加したものでございます。18節の負担金補助及び交付金は、事業量の増により追加したものでございます。

3項水産業費、25ページの2目水産業振興費であります。秋さけ定置漁業緊急支援対策事業補助金であります。秋サケ漁獲量の不振に対しまして、漁業者支援として補助金を交付するものでございます。

26ページをお願いいたします。

6款1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金は、申請件数の増に伴います起業家等支援事業補助金及び融資額の増に伴います中小企業融資保証料交付金の追加でございます。

27ページの中段、6目のふるさと納税推進費、11節役務費につきましては、寄附金額の増加見込みにより広告料を補正したものでございます。

28ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、2目の車両費につきましては、9月の定例議会で行政報告をさせていただいてございます公用車のテレビ放送受信設備に係るNHK放送受信料を補正したものでございます。3目の街路灯費は、街路灯の電気料を追加したものでございます。

その下、29ページの下段、3項の港湾費、1目港湾総務費、13節使用料及び賃借料につきましても、公用車のテレビ放送受信設備に係るNHK放送受信料を補正したものでございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

2目港湾管理費、10節需用費は、街路灯及び保安施設電気料を追加したものの、14節の工事請負費は、港内補修工事箇所数の増に伴います追加補正でございます。4項の都市計画費、2目都市計画施設費であります。11節の役務費は、屋内遊戯施設の整備に係る手数料の追加、18節負担金補助及び交付金は、下水道事業会計での修繕料、光熱水費等追加に対する補助金を追加するものでございます。

31ページの5項住宅費、1目住宅管理費、12節の委託料は、各公営住宅の敷地内にあります支障木の伐採委託料を追加したものでございます。

飛びまして、33ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費の3目教育振興費でございます。時間数の増に伴いますスクールソーシャルワーカー報酬、また、スクールカウンセラー派遣委託料を追加補正したものでございます。

4目の財産管理費、10節の需用費は、公用車修繕料を追加したものでございます。2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費は、電気使用料の増加に伴います光熱水費の追加、広尾小学校消防設備修繕料の追加であります。13節使用料及び賃借料は、各小学校で使用いたしますパソコンのウイルス対策ソフト使用料でございます。17節備品購入費につきましては、学校運営備品としてG I G Aスクール用の端末、これの関連備品を整備するものでございます。

34ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費は、体育館音響設備ほか、学校施設及び設備の修繕料を追加するものでございます。11節の役務費は、電話料の使用増に伴う追加、12節の委託料は、消防設備点検を受け消防設備診断が必要になったことから、委託料を追加したものでございます。13節使用料及び賃借料並びに17節の備品購入費につきましては、小学校費と同様、学校用パソコンウイルス対策ソフト使用料の追加、学校運営備品としてG I G Aスクール端末用の関連備品を整備

するものでございます。

35ページの4項社会教育費、2目公民館費は、電話料の使用見込みによる追加をしたものでございます。3目図書館・児童福祉会館費は、10節需用費でございます。説明欄のほうにございますとおり、施設の小破修繕料を追加してございます。

36ページをお願いいたします。

5項の保健体育費、2目の体育施設費、10節需用費につきましては、町営球場の水抜き管蓋修繕料を追加したものでございます。6項1目学校給食費、1節報酬及び37ページの8節旅費につきましては、学校教育審議会の開催回数の増による追加でございます。10節の需用費は、電気使用料の増によります光熱水費の追加、また、調理器具及び施設のオーバードア修繕料を追加してございます。15節原材料費は、給食原材料費の高騰による追加補正でございます。

12款の予備費につきましては、予算総額を調整してございます。

次に、補正予算の歳入でございます。

事項別明細書3ページにお戻りください。

1款町税、1項町民税につきましては、個人住民税の収納見込みによる増になってございます。

13款の使用料及び手数料、1項使用料につきましては、利用者減に伴います水産加工排水処理センター使用料の減額、2項手数料につきましては、利用の増によるし尿処理手数料を追加したものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金は、事業費の確定による整理をしてございます。

15款道支出金、1項道負担金は、確定見込みによる後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の減額整理をしたものでございます。2項の道補助金、2目民生費道補助金は、事業費の確定による整理、4目1節農業費補助金は、事業量の増に伴います中山間地域等直接支払交付金の追加補正でございます。2節の林業費補助金は、事業費の確定による追加と、4ページをお願いいたします。

説明欄の右上でございますが、緊急銃猟時補償費用保険料に対しますヒグマ対策事業補助金の交付決定による追加をしてございます。3項道委託金、1目総務費道委託金は、交付額の確定通知により追加補正したものでございます。

17款1項寄附金につきましては、まちづくり整備資金寄附金をはじめ、各寄附金へ寄附を受けたものでございます。

18款1項1目繰入金は、起業家等支援事業補助金へ充当するためのまちづくり基金繰入金の追加、また、経費の増に伴いますふるさと納税基金の繰入れ、事業費の確定による社会福祉振興基金の減額整理、また、GIGAスクール端末整備事業に充てる教育振興基金繰入金を追加補正したものでございます。

5ページ、2項の特別会計繰入金につきましては、港湾管理特別会計の補正によります整理を行ってございます。

20款諸収入、5項雑入につきましては、公用車の物損事故に伴います町有自動車共済金でございます。

21款1項町債でございます。事業費の確定に伴います減額整理等を行っているほか、歳出のほう

でもご説明いたしました、構成町村負担金の増に伴います新中間処理施設整備事業債を追加補正したものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計からの各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第94号 令和7年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第95号 令和7年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第96号 令和7年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第97号 令和7年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第98号 令和7年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第99号 令和7年度広尾町水道事業会計補正予算(第4号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてから議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第93号から議案第100号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第93号 令和7年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてから議案第100号 令和7年度広尾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第12号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、大庭克彦議員、登壇の上、説明願います。

1、3番（大庭） 発議第12号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の提出について。

別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出させていただきます。

意見書は議案書掲載のとおりでありますけれども、提案理由を要約してご説明申し上げます。

現在の農業を取り巻く環境は、依然として続く不安定な世界情勢や円安基調で推移する為替相場などを背景に、燃油・肥料・飼料などあらゆる生産資材価格が高止まりし、農業経営は非常に厳しい状況が続いており、加えて、近年の異常気象の影響で頻発する集中豪雨や夏の期間における高温により、農畜産物の生産現場では大きな被害と打撃を被っているところです。また、野生鳥獣による被害も年々増加しており、特に本年は全国各地で熊の出没が相次ぎ、農産物への食害はもとより人身事故が多発するなど、日常生活にも大きな影響を及ぼしている状況にあります。

一方で、今年8月から米国との相互関税が発動となり、農業分野では関税ゼロの米国産ミニマム・アクセス米の輸入量の拡大や、大豆、トウモロコシの追加購入など国産農畜産物の国内需給への影響が危惧されるほか、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）をはじめとする様々な貿易協定の発効により、関税率の段階的な削減や撤廃、輸入枠の拡大など、我が国の農業は大きな影響を受けているところです。

このような状況の中、政府は、昨年6月に四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法に基づき、本年4月に新たな基本計画を策定し、食料安全保障を確保するため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしているところであり、国内農業生産の増大を図り、将来にわたって国民の食料を安定供給できる農業生産基盤の強化や、経営安定に資する所得対策の確立に向けた具体的な政策と予算の拡充、様々な要因による農業被害への対策などが急務となっている現状を踏まえ、持続可能な食料・農業・農村政策の確立のために、本意見書をもって次の事項について強く要望するものであります。

1、食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに、既存農業予算の拡充・強化を図ること。また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要なかつ十分な予算を別途措置すること。

2、米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずるとともに、米国を除く環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）などの国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大による農業への影響なども勘案し、国内農業政策の強化に向けてTPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3、異常気象で病害虫の多発や農産物の収量・品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応し得る種子や農業資材の開発などを早急に進めること。また、熊や鹿・アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保・育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など、地域の実情に対応した対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により本意見書を提出いたします。

なお、提出先は記載のとおりであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 発委第6号

1、議長（堀田） 日程第12、発委第6号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第6号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和7年第4回定例会終了後から令和8年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、学校給食の現状と課題について。

産業常任委員会、(1)、「集いの杜プロジェクト」の運営状況について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時48分